

新居浜市ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

市では、市が所有する施設等を有効活用し、新たな自主財源の確保や施設の魅力・市民サービスの向上、民間事業者等との連携を図るため、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 募集の概要

（１）対象施設等

（別紙１）募集対象施設等一覧をご確認ください。

（２）ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料として、希望する年間金額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案してください。

※ネーミングライツパートナー申込書（第１号様式）において、ネーミングライツ料が最低希望価格を下回ったとしても応募は可能です。

（３）愛称の使用開始予定日

令和９年４月開始

（４）命名に伴う留意事項

ア パートナーは、対象施設等に愛称を命名することができます。ただし、対象施設等の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

イ パートナーが命名するのは、一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ 救急・消防活動その他の公共サービスに支障をきたさない愛称であること

エ パートナーは、パートナーが管理するホームページ、出版物等に表示することができます。

オ 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツの契約期間内における愛称の変更は認めません。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

カ 愛称が定着するまでの期間は、正式名称を併記する場合があります。

キ 市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に適合しない場合は愛称として使用することができません。

ク その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるものは使用できません。

（５）ネーミングライツの契約期間（付与期間）

３年以上５年以内とします。

（６）募集対象施設等の概要

(別紙2) 募集対象施設等の概要をご確認ください。

(7) 愛称掲示場所及び費用負担等について

ア 愛称が掲示される看板等について

(ア) 表示変更等は、契約書に定める開始日から可能となります。

(イ) 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととし、看板等の追加設置については、施設所管課等との協議によるものとします。

(ウ) 表示変更等に当たっては、市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に則って行うとともに、変更前に表示内容を市に提示し、確認を受ける必要があります。

(エ) 表示可能なものは愛称等であり、広告の表示・掲示はできません。

イ 印刷物等の掲載について

(ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名等は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものとします。

ウ 費用負担区分

市とパートナーの費用負担は次によるものとし、パートナーは当該費用について、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

	パートナー負担	市の負担
施設看板、案内標識等の表示変更費用(※1)	○	—
ネーミングライツの契約期間(付与期間)終了後の原状回復	○	—
パンフレット、封筒等の印刷物や市のホームページの表示変更(※2)	—	○

※1 市が管理する以外の道路標識や公共交通機関の表示変更が必要となる場合、関係機関との協議及びこれに伴う費用は原則としてパートナーの負担とする。

新たに市が設置する施設案内看板その他市長が認めるものの経費は、市とパートナーとの協議により費用負担の割合を決定するものとする。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期を踏まえパートナーと協議して決定する。

3 応募資格

応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令順守等について理解のある事業者等とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

(1) 市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に適合しない業種及び事業者については、パートナーとして選定できません。

(2) その他、パートナーとして市長が不適当と認める事業者等は応募資格がありません。

4 申込方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツパートナー申込書（第1号様式）

イ 添付書類

	添付書類一覧	様式号
①	地域貢献等に関する支援実績等	第2号様式
②	付帯提案	第3号様式
③	法人概要	任意様式
④	直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）	任意様式
⑤	法人の登記事項証明書 申込書提出時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	—
⑥	市町村税に滞納がない証明書及び国税に係る納税証明書（証明書の種類：その3） ※申込書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	—
⑦	愛称に事業者名以外を使用する場合、概要が分かるもの	任意様式
⑧	暴力団排除に関する誓約書及び同意書	第4号様式

【留意事項】

- ・⑥の国税に係る納税証明書について、証明が必要な税目は次のとおりです。
法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）
- ・設立間もない事業者等については、財務状況、事業計画、資金計画、その他事業継続を確認できる資料を提出してください。
- ・必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）に基づく情報公開請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。
- ・申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を申込書等の提出期限の日までに提出してください。
- ・申込書に記載された愛称について、優先交渉権者として選定された後は、原則として変更することはできません。

(2) 提出部数

原本1部、写しを6部

※2施設以上に申込する場合は、申込施設ごとに提出書類（申込書及び添付書類）をご提出ください。

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は記録が残る送付方法での郵送

(4) 申込書等の提出期間及び場所

ア 提出期間 令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)まで(必着)
ただし、持参の場合は、土、日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までと
します。

イ 提出場所 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市企画部総合政策課

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書をメールにより総合政策課へ提出してください。

提出期限 令和8年10月15日(木)午後5時15分

回答は令和8年10月23日(金)までに市ホームページに掲載します。

6 選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

申込締切後、新居浜市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、申込者から提案されたネーミングライツ料、愛称、契約期間等を総合的に判断し、優先交渉権者(※)を選定します。

申込者が1者のみの場合も、審査委員会において審査します。

審査委員会による審査の結果、各委員の採点結果を平均した得点が6割に満たない場合には、失格とします。

※優先交渉権者…審査委員会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より優れた提案をしたとして選定されたもの

【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ 申込書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- オ その他不正な行為があったとき。

(2) 審査項目及び審査内容

審査委員会は、次の視点から総合的に評価を行います。

	審査項目	審査内容	配点
ア	ネーミングライツ料	・最低希望価格との比較、対価としての妥当性	40
イ	愛称	・施設等のイメージにあっているか ・市民に親しみやすく、呼びやすいものである	20

		るか	
ウ	地域貢献	・地域貢献や社会貢献等の理念 ・活動実績 ・今後の計画	10
エ	付帯提案	・施設等の維持管理、環境美化物品・設備の提供、広報連携、防災協力等、施設の魅力や利便性の向上に繋がる提案であるか	10
オ	企業の安定性・信頼性	・決算報告書から健全な財務状況であるか ・契約期間中の支払い能力を有しているか	5
カ	地域性	・応募時点で新居浜市内に本社又は本店を有しているか ・応募時点で新居浜市内に支社、支店、営業所、店舗等を有しているか	5
キ	ネーミングライツの付与期間（契約期間）	・継続的なパートナーシップが可能か	10

（３）優先交渉権者の決定

審査委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定します。

優先交渉権者と契約内容等について協議を行い、協議が整った場合はパートナーとして決定します。優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとします。

（４）審査結果の通知

審査委員会の審査結果に基づき、全ての応募者に対しその結果を通知します。

（５）公表

契約締結後、市政だより及び市のホームページを通じて、パートナー名、対象施設等の愛称、契約金額、ネーミングライツの契約期間等について公表します。

※優先交渉権者の発表等、途中経過について公表しません。

※募集対象施設等毎の応募状況及び提案の内容等について公表はしません。

【市が実施を予定している愛称の周知（広報）活動】

ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知

イ 市ホームページ（施設ホームページ、施設所管課ホームページ等）への掲載

ウ 市が発行する広報誌（市政だより）等での周知

7 実施スケジュール

日 程	内 容
令和８年１０月１日（木）	募集開始
令和８年１０月１５日（木）	質問受付期限

令和８年１０月２３日（金）	質問回答公表
令和８年１０月３０日（金）	申込書等の提出期限
令和８年１１月中旬	審査委員会開催による優先交渉権者の選定
令和８年１１月下旬	審査結果の通知
令和８年１２月中旬	契約締結、愛称等の公表
令和９年４月	愛称使用開始

８ 契約の締結及び更新

（１）契約の締結

市と優先交渉権者でネーミングライツ導入に必要な事項を協議の上、契約を締結します。

（２）契約の更新

ネーミングライツの契約期間終了後、パートナーが更新を希望する場合は、優先的に協議をできるものとします。ただし、協議が整わない場合や、市が改めて公募を行うことが適当と判断した場合は、新居浜市ネーミングライツ事業実施要綱第８条による公募を行うこととします。

９ ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、納入期限までに当該年度分（４月から翌年３月分まで）を一括して納入いただきます。

１０ 契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、市は契約満了を待たず契約を解除できます。この場合、原状回復等に必要費用はパートナーの負担となり、既に納入されたネーミングライツ料は、契約満了前であっても返還できません。

- （１）指定する期日までに正当な理由なくネーミングライツ料が納入されないとき。
- （２）パートナーが法令等に違反し又はそのおそれがあるとき。
- （３）パートナーの社会的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- （４）パートナーが、文書による契約解除の申出をしたとき。
- （５）その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めるとき。

１１ その他

（１）愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられている大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例等に基づく正式名称を使用する場合があります。

(2) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア 愛称の表示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等が無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

エ 愛称又は愛称に使用するロゴ等に関して第三者との間で権利侵害その他の紛争が生じた場合は、パートナーの責任及び負担において解決するものとする。

(3) 今回のネーミングライツ以外に、広告事業の実施を行う場合があります。施設の現状変更に伴うネーミングライツ料の変更は行わないこととします。

(4) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(5) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

1 2 問合せ先

新居浜市企画部総合政策課（新居浜市役所 3 階）

住所 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1210

E-mail seisaku@city.niihama.lg.jp

年 月 日

ネーミングライツパートナー申込書

(宛先) 新居浜市長

(申込者)

住所：

事業者名：

代表者職／名：

印

新居浜市ネーミングライツパートナー募集要項の内容に同意の上、下記のとおり申し込みます。応募に当たり、新居浜市ネーミングライツパートナー募集要項に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

対象施設等の名称		
フリガナ 愛称		
愛称の理由		
ネーミングライツ料	円（年額） （消費税及び地方消費税を含む）	
ネーミングライツの 契約期間（付与期間）	年	
担当者連絡先	部署	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2号様式

地域貢献等に関する実績等

事業者名：

選定の際の審査項目となりますので、地域貢献及び社会貢献等に係る理念や実績並びに今後の予定についてご記入ください。必要に応じて資料等を添付していただいても構いません。

地域貢献や社会貢献 等に係る理念等	
地域貢献・社会貢献活 動等に係る支援の実 績（直近3か年）	
今後の計画	

第3号様式

付帯提案

事業者名：

次のとおり、施設の魅力や利便性の向上に繋がる提案をします。

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

暴力団排除に関する誓約書及び同意書

住所：

事業者名：

代表者職／名：

印

新居浜市ネーミングライツ事業への申込にあたり、申込者（※）が新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等、及びこれらと密接な関係を有すると認められる者に該当しないことを誓約し、以下のことについて確認・同意します。

- 1 申込者が排除対象者である場合は、市長は次のとおり取扱うものとする。
 - （1）申込者は事業提案に参加できない。
 - （2）申込者の優先交渉権者及び次点者の決定を取り消す。
 - （3）申込者と契約を締結しない。
 - （4）申込者と契約を締結した場合においても、その契約を解除することができる。
 - （5）申込者について指名停止を行う。
 - （6）申込者と締結している他の契約を解除することができる。
- 2 上記1の結果、申込者に損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

注 申込者には、法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

質 問 書

提出者

住所：

事業者名：

代表者職／名：

メールアドレス

ネーミングライツパートナー募集に関し、質問がありますので提出します。

番号	質 問 内 容
1	
2	
3	

記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

質問は簡潔に取りまとめて記載してください。

提出書類チェックリスト

次の項目をチェックし、右の確認状況にチェックを入れて、提出書類とともに提出してください。

(事業者名：)

提出書類	確認状況
ネーミングライツパートナー申込書（第1号様式）	
地域貢献等に関する実績等（第2号様式）	
付帯提案（第3号様式）	
法人概要	
直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）	
法人の登記事項証明書 ※申込書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	
市町村税に滞納がない証明書及び国税に係る納税証明書（証明書の種類：その3） ※申込書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	
愛称に事業者名以外を使用する場合、概要の分かるもの	
暴力団排除に関する誓約書及び同意書（第4号様式）	
その他書類（)	

(別紙 1)

募集対象施設等一覧

対象施設等名称	最低希望価格 (万円／年) ※	契約期間 (年)	所管課
新居浜市市民体育館	3 0 0	3 年以上 5 年 以内	企画部 文化スポーツ局 スポーツ振興課
新居浜市宮野球場	3 0 0	3 年以上 5 年 以内	
新居浜市港町雨水ポンプ場	1 0	3 年以上 5 年 以内	上下水道局 施設管理課
新居浜市下水処理場	1 0	3 年以上 5 年 以内	

※最低希望価格は、消費税及び地方消費税を含みます

(別紙2)

募集対象施設等の概要

施設概要調書

新居浜市公共施設白書抜粋

1 施設名・分類

施設名	市民体育館			調査	6年度
分類	(大)生涯学習施設	(小)スポーツ施設		管理形態	指定管理

2 建物データ

所在地	東雲町一丁目1番25号	所管課	スポーツ振興課
敷地面積	4,863.00㎡	建物面積	6209.86㎡
建築年	昭和52年7月	経過年	47年
構造	RC(鉄筋コンクリート造)	防災拠点	避難所
駐車場	143台(河川敷利用者と共用)	バリアフリー	一部対応

3 管理運営データ（令和6年度）

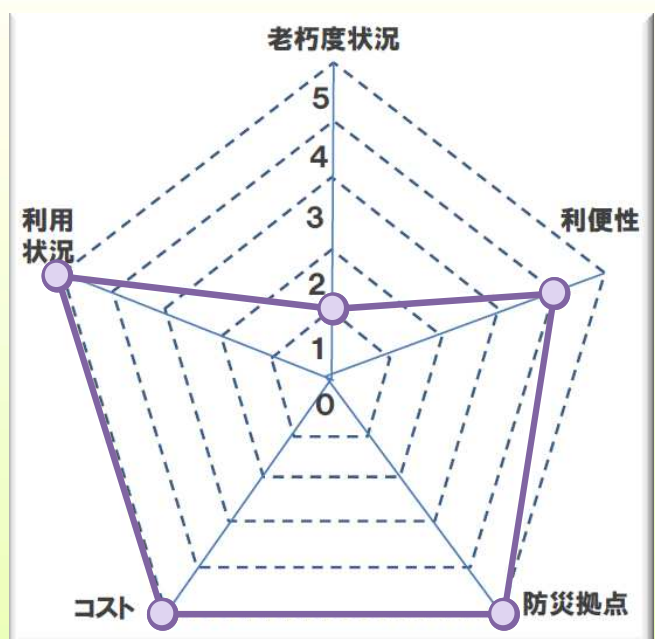
利用者数（件数）	107,224人	職員数	11人
収入	6,255,655円	使用料	
支出	78,816,604円	・人件費 43,790,086円 ・その他維持管理経費 35,026,518円	
収支	△ 72,560,949円	収支比率	7.9 %
コスト計算 利用者1人あたり	735円	施設HP	https://niihama.or.jp/05/

4 施設写真



5 参考指標

老朽度状況	1
利便性 (バリアフリー) (駐車場)	4
防災拠点	5
利用者1人 あたりコスト	5
利用状況	5
計	20



施設概要調書

6 参考:主な開催イベント等(令和7年度実績)

- ・ 第43回三浦旗少年剣道大会
- ・ 愛媛県高等学校総合体育大会バドミントン競技
- ・ ミラクルスマイル新居浜ホーム戦
- ・ 近畿クラブスフィーダホーム戦 他

7 この施設のセールスポイント

Fリーグ(日本フットサルリーグ)ディビジョン2に所属する「ミラクルスマイル新居浜」のホームゲーム会場として使用されている他、ヨガやズンバなどの各種教室が定期開催されており、あらゆる市民が日常的に集う施設です。また、最大の特徴は、一般的なエアコンのように風を出さず競技に影響が出ない輻射式空調(ふくしゃしきくうちょう)を導入しております。



8 施設内に愛称設置の掲示が可能な場所

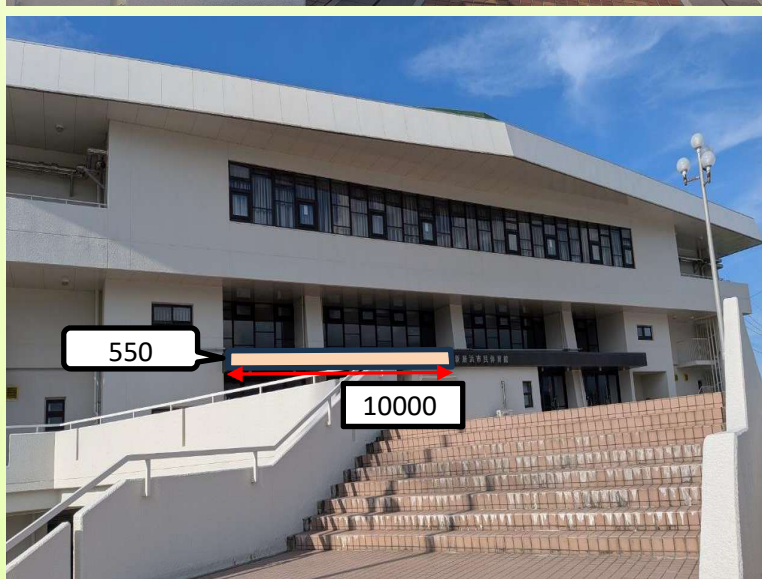
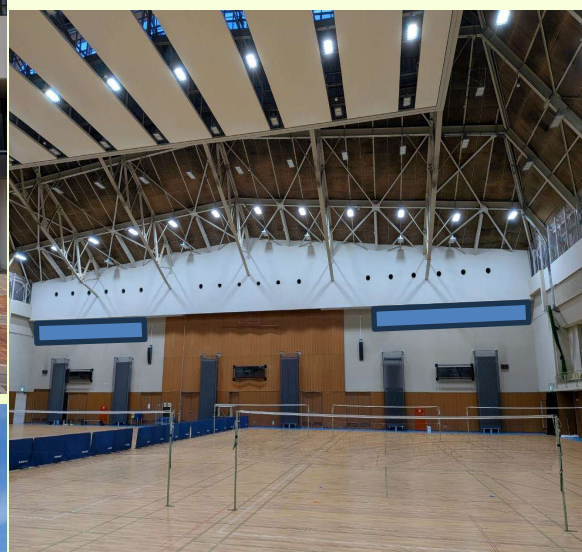
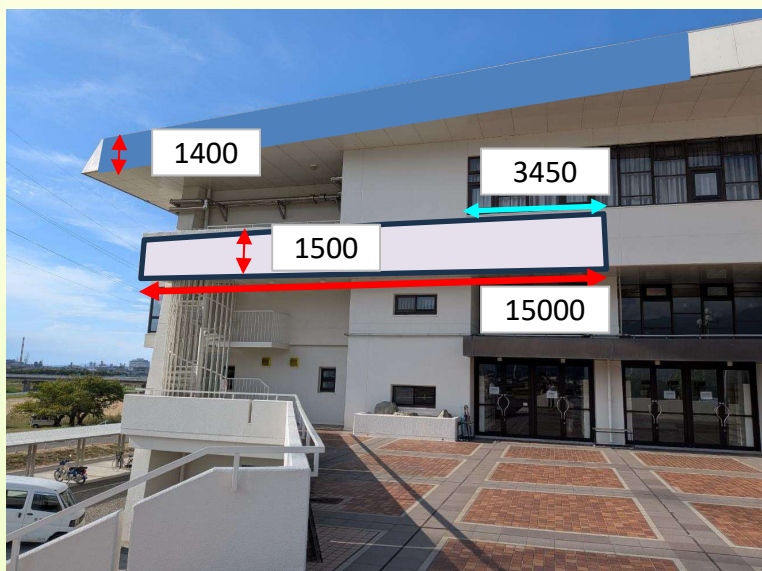


既存の名称は撤去せず、その上から愛称表示の設置可能

施設概要調書

8 施設内に愛称設置の掲示が可能な場所

単位:mm



施設概要調書

新居浜市公共施設白書抜粋

1 施設名・分類

施設名	市営野球場			調査	6年度
分類	(大)生涯学習施設	(小)スポーツ施設		管理形態	指定管理

2 建物データ

所在地	新須賀町三丁目2番54号	所管課	スポーツ振興課
敷地面積	15,269.00㎡	延床面積	4,447.69㎡
建築年	昭和60年6月	経過年	40年
構造	RC(鉄筋コンクリート造)	防災拠点	その他の拠点施設
駐車場	55台	バリアフリー	未対応

3 管理運営データ（令和6年度）

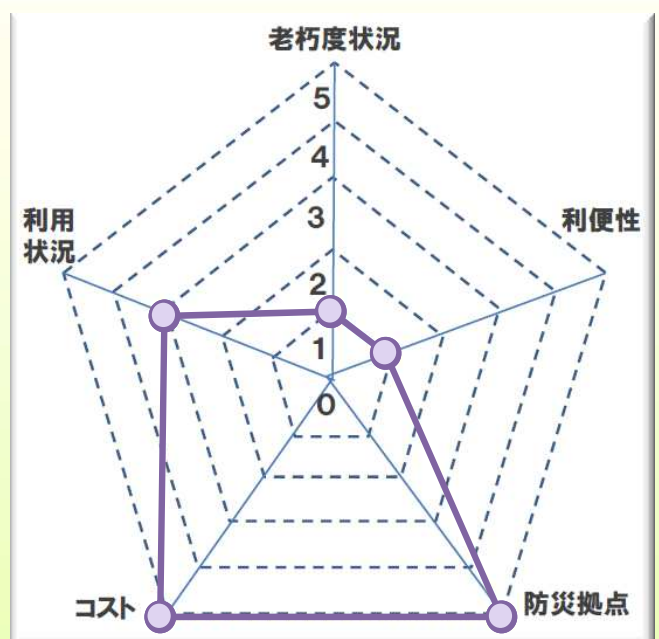
利用者数（件数）	21,422人	職員数	3人
収入	766,734円		
支出	19,315,120円	人件費 維持管理経費	6,298,928円 13,016,192円
収支	△ 18,548,386円	収支比率	4.0%
コスト計算 利用者1人あたり	902円	施設HP	https://niihama.or.jp/08/

4 施設写真



5 参考指標

老朽度状況	1
利便性 (バリアフリー) (駐車場)	1
防災拠点	5
利用者1人 あたりコスト	5
利用状況	3
計	15



施設概要調書

6 参考:主な開催イベント等(令和7年度実績)

- ・ 第16回少年硬式野球四国選手権大会並びにジャイアンツカップ四国地区予選
- ・ 愛媛マンダリンパイレーツホームゲーム
- ・ 第33回ヤングリーグ選手権大会四国支部予選
- ・ 松山大学硬式野球部夏季キャンプ
- ・ 四国六大学野球秋季リーグ開幕戦

他

7 この施設のセールスポイント

立地場所は郊外の広大な運動公園ではなく、比較的市民の生活圏(住宅地)に隣接して単独で存在している球場です。

愛媛マンダリンパイレーツ、四国六大学野球の試合も開催されている他、幅広い世代に、日常的、身近に利用されています。

令和7年度にスコアボードをLED式に改修し、グラウンド耕起工事も行いプレー環境が向上しました。



スコアボードに愛称表示:要協議

8 施設内に愛称設置の掲示が可能な場所

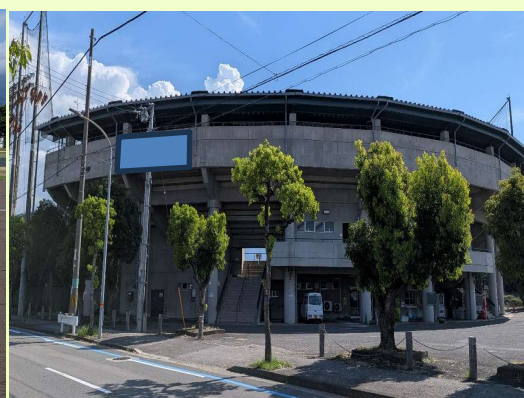
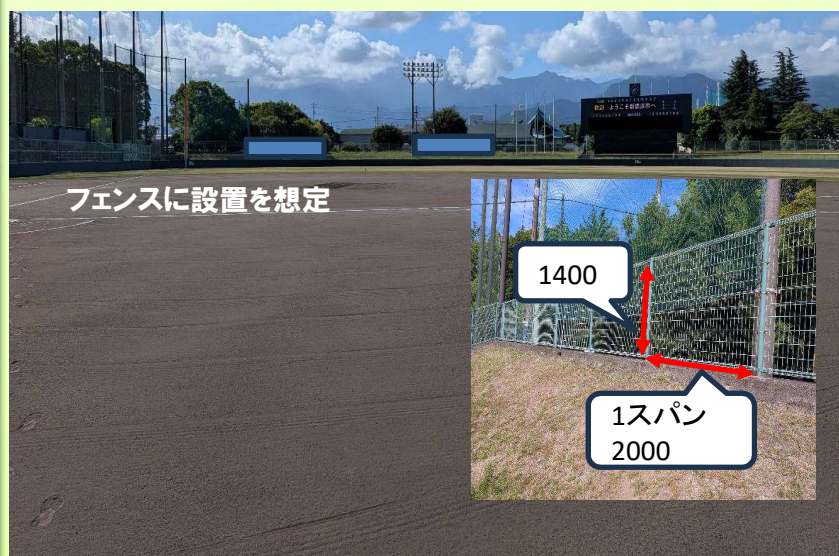
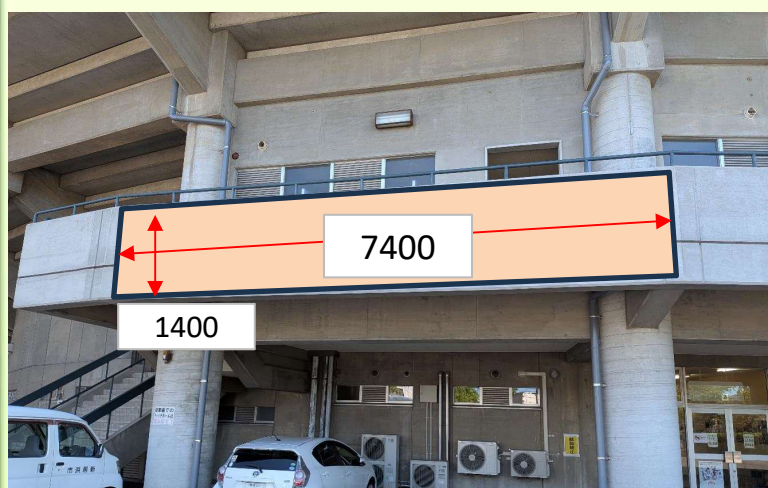
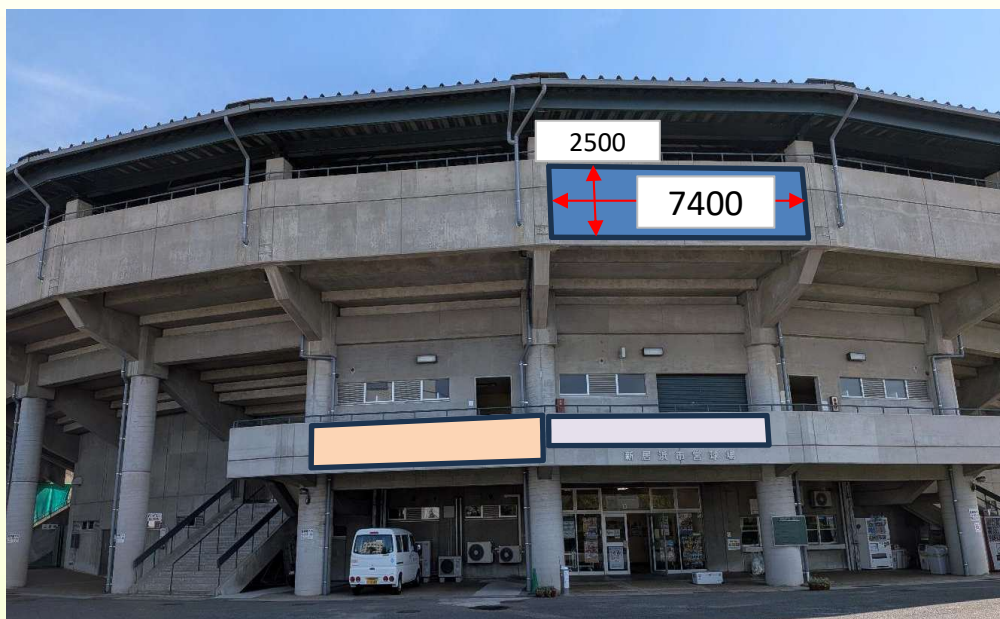
単位:mm



施設概要調書

8 施設内に愛称設置の掲示が可能な場所

単位:mm



施設概要調書

1 施設名

施設名	港町雨水ポンプ場
-----	----------

2 施設概要

位置	新居浜市港町16-25	所管課	上下水道局施設管理課
排水区	港町排水区	集水面積	11.3ha
計画雨水量	1.954m ³ /秒	排水能力	118m ³ /分(1.967m ³ /秒)

3 施設写真



完成イメージパース



起動式（令和8年6月2日（火））



全速全水位型横軸水中ポンプ



電気計装設備、非常用発電機等

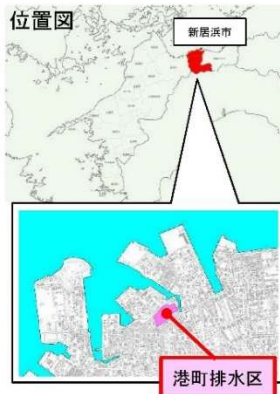
施設概要調書

4 港町排水区大規模雨水処理施設整備事業概要

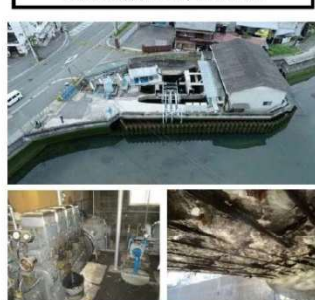
港町排水区 大規模雨水処理施設整備事業（新居浜市）

- 港町排水区において、港町雨水ポンプ場（昭和38年度供用開始）の老朽化が著しく進行。
- 港町排水区大規模雨水処理施設整備事業により、雨水ポンプ場の改築を行い、53mm/hの降雨に対して浸水被害の防止を図る。

位置図



既存施設の老朽化状況



昭和38年度供用開始から58年経過し施設全体の老朽化が著しい。

事業概要

- 事業内容 : 雨水ポンプ場改築 1箇所
- 事業期間 : 令和5年度～令和8年度

事業の効果

新居浜市公共下水道事業計画における降雨強度53mm/h（10年確率降雨）に対し、ハード整備を行うことにより浸水被害の防止を図り、これを上回る降雨に対してはソフト対策・自助を推進する。

■整備効果

港町雨水ポンプ場に設置された雨水ポンプ設備及び施設機能に関わる設備について、雨水排水機能を適切に確保する。

- 港町雨水ポンプ場
雨水ポンプ設備 58年経過
118m³/min
- 港町排水区
○53mm/h（10年確率降雨）



5 この施設のセールスポイント

上下水道事業において、**ヒト・モノ・カネの課題が深刻化**する中、市内の各地区に設置されたポンプ場の老朽化が大きな課題となっています。同ポンプ場で採用した「**全速全水位型横軸水中ポンプ**」は**優れた排水性能、コスト削減、省人化・省力化**を実現する最新鋭の技術で、「**港町雨水ポンプ場**」は、上下水道事業が抱える課題解決の一助になるものと期待される施設です。

特徴

- ・途切れない全速全水位運転でゲリラ豪雨にも対応
- ・コスト削減と省スペース化
- ・高い信頼性と維持管理性
- ・省人化（運転の自動化）
- ・省力化（維持管理・メンテナンスの削減）

- NETIS（SK-180016-A）登録製品
- NNTD（1288）登録製品
- 日本下水道事業団 新技術I類 選定製品

市民の生活を支える欠かせないライフラインである
上下水道事業への理解促進のため、ネーミングライツを活用

水道

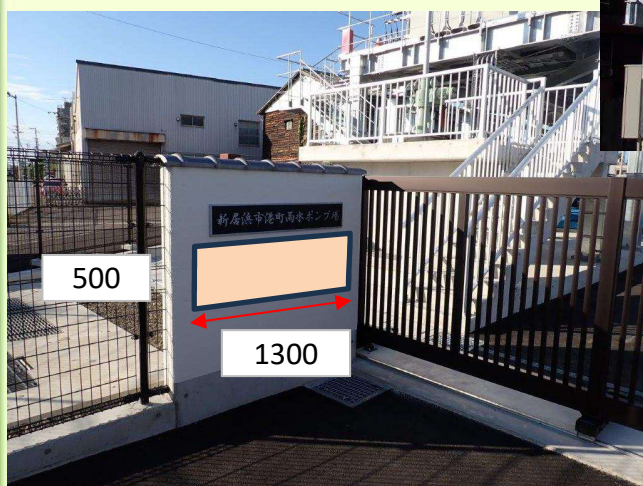
下水道

工業用水道

施設概要調書

8 施設内に愛称設置の掲示が可能な場所

単位:mm



施設概要調書

1 施設名

施設名	新居浜市下水処理場
-----	-----------

2 施設概要

位置	新居浜市菊本町二丁目15番1号	所管課	上下水道局施設管理課
敷地面積	149,767m ²	処理能力	51,400 m ³ /日
排除方式	分流式	放流先	新居浜海域丙 A 口 燧灘中西部 II イ
処理方式	汚水 標準活性汚泥法 2池 ステップ流入式二段硝化脱窒法 3池 汚泥 濃縮－消化－脱水	計画水質	流入水質 BOD190ppm,SS140ppm, T-N44ppm,T-P 4.9ppm 放流水質 BOD15ppm以下,SS40ppm以下, T-N20ppm以下,T-P 3.0ppm以下

3 施設写真

し尿・浄化槽汚泥受入施設



新居浜市下水処理場（全景）

施設概要調書

4 新居浜市下水処理場で進める各種取り組み

・し尿・浄化槽汚泥の共同処理開始



・令和4年4月1日～
衛生センターを廃止し、新居浜市下水処理場で共同処理

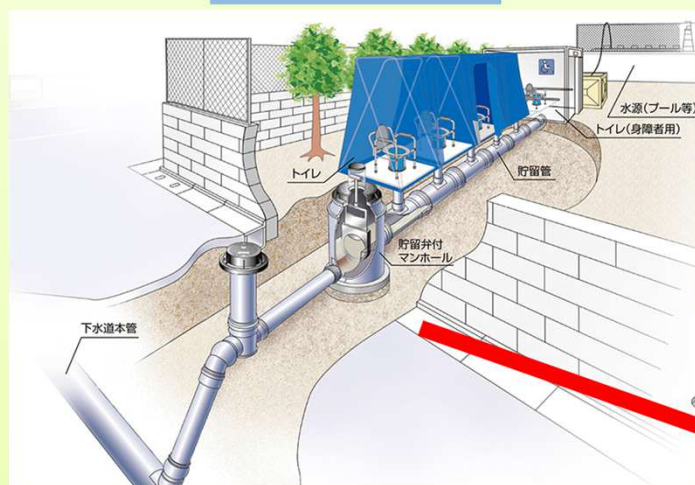
・令和元年度～
避難所へのマンホールトイレ（貯留型）を整備、令和7年度末で13箇所に整備完了



**発災直後も、
衛生的なトイレの利用が可能**

・市内避難所(小学校等)へのマンホールトイレ整備

貯留型マンホールトイレ



下水処理場
(共同処理施設)



5 この施設のセールスポイント



**下水処理は市民の生活を支える
欠かせないライフライン**

- ・上工下水道施設包括委託事業がR9.4.1から開始
- ・同事業を担うSPCの拠点となる施設
- ・平時、災害発生時の上工下水道施設の管理拠点
- ・市民の上工下水道事業への理解促進を図る取り組みを推進

施設概要調書

6 施設内に愛称設置の掲示が可能な場所

単位:mm

